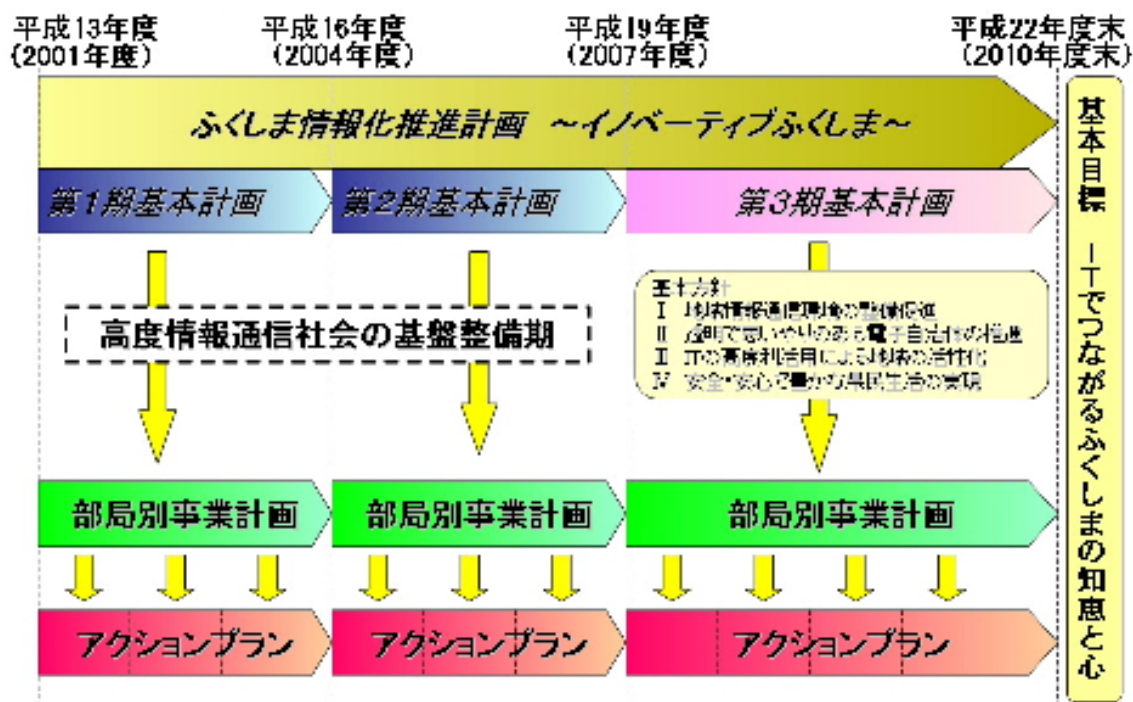


第3章 これまでの取組み

第1節 成果

本県では、3期10年間にわたる「ふくしま情報化推進計画」による取組みにおいて、「地域情報通信環境の整備促進」、「透明で思いやりのある電子自治体の推進」、「ITの高度利活用による地域の活性化」、「安全・安心で豊かな県民生活の実現」の四つの柱を掲げ、様々な施策を実施してきました。その結果、ブロードバンドサービス利用可能世帯の拡大など県内の情報化は、着実に進展しています。主な成果は以下のとおりです。

図表3-1 ふくしま情報化推進計画の経緯



1 情報化の基本的課題解決の推進

(1) 情報通信基盤の整備促進

インターネット等のブロードバンドサービスや携帯電話は、社会経済活動や日常生活において不可欠な社会インフラとなっています。

本県においても、光ファイバ網を中心としたブロードバンドネットワークや携帯電話の利用可能エリアは民間事業者の主導により整備が進められ、また採算性等の問題から民間事業者による整備が期待しにくい地域では、国や県の補助事業を活用するなどして市町村が主体的に整備を進めてきた結果、平成23年度末のブロードバンド世帯カバー率は99.5%以上になると見込まれており、携帯電話の世帯カバー率も99.72%（平成23年7月1日現在。ただし、原子力発電所事故による避難市町村を除く）に達しています。

また、地上デジタル放送については、96%（平成22年3月31日現在）の世帯をカバーするに至っています。

ア 光ファイバ通信基盤整備促進事業

市町村が光ファイバによるブロードバンドサービスを提供するための施設・設備を整備する事業を対象として経費の一部を補助しました。【平成18年度～平成23年度17箇所実施】

なお、国の平成21年度補正予算による地域情報通信基盤整備推進交付金及び地域活性化・公共投資臨時交付金を用いて32市町村が光ファイバ網基盤整備を行ったことにより、県内の光ブロードバンドカバー率は格段に向上しました。

イ 光ファイバ網活用による地域課題解決検討事業

ICTの積極的な利活用により県内の地域課題解決を図るため、市町村との検討会及び電気通信事業者と連携した実証実験を実施しました。【平成21年度 実証実験に向けた市町村及び電気通信事業者との課題解決検討会、平成22年度 課題解決検討会及び実

証実験の実施・検証（三春町及び南会津町）、平成 23 年度 仮設住宅等ネットワーク構築支援事業】

ウ 携帯電話不通話地域解消事業

市町村が実施する移動通信用鉄塔施設整備事業を対象として経費の一部を補助しました。【平成 11 年度～平成 23 年度 16 地区実施】

エ 地上デジタル放送共聴施設整備支援事業

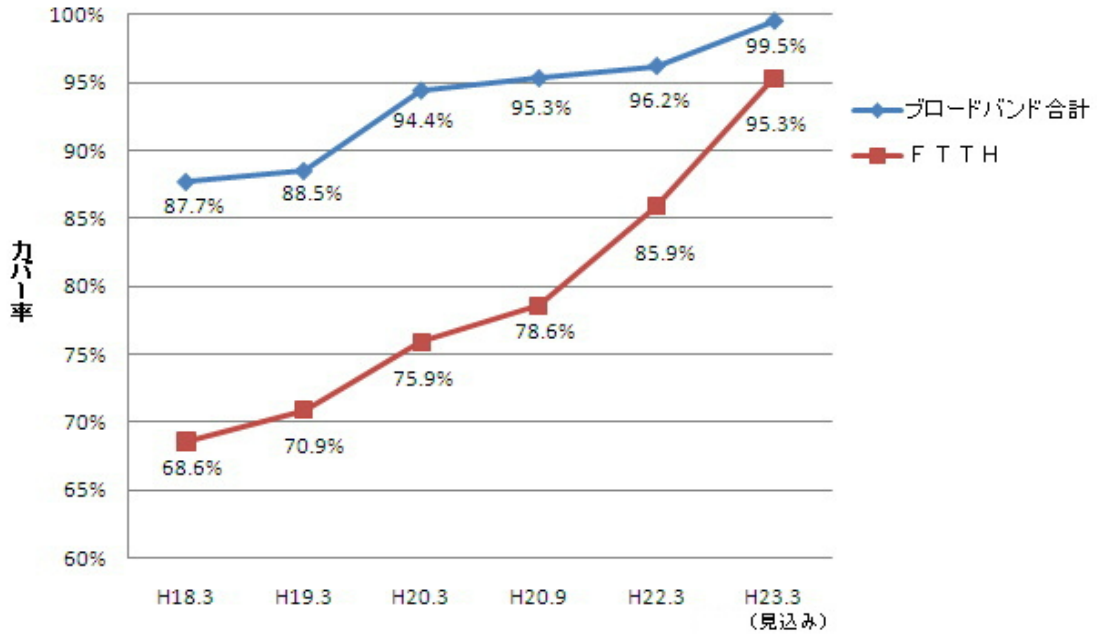
市町村が行う地上デジタル放送の受信環境整備事業を対象として、経費の一部を補助しました。【平成 22 年度 13 箇所実施】

（２）情報リテラシー¹⁰の向上

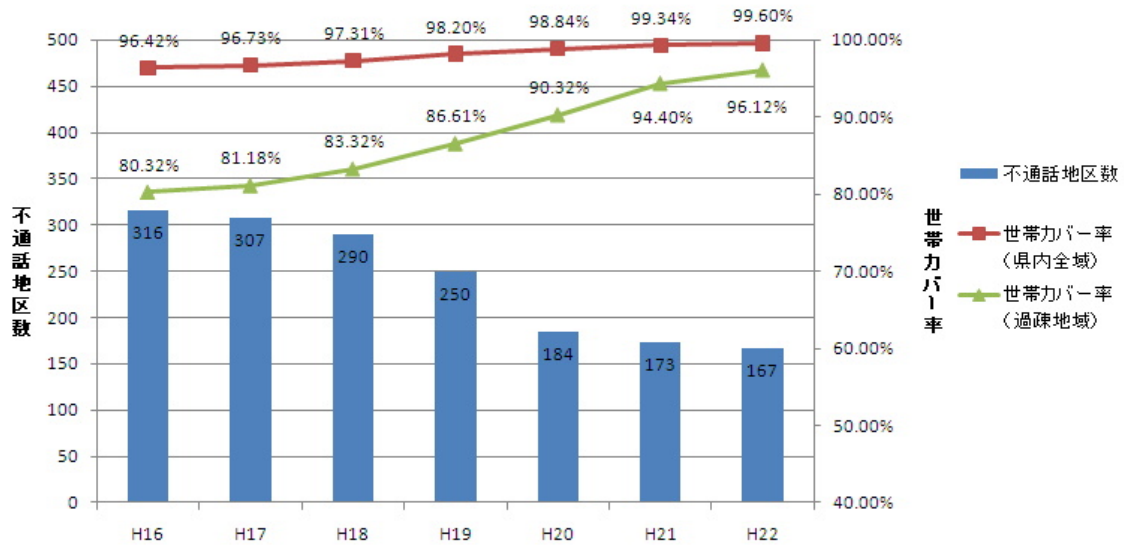
福島県高度情報化推進協議会と連携・協力し、常に進化する情報通信技術に対応した情報リテラシー向上のためにセミナー、相談会やイベントの開催等の多くの取組みを実施し、IT 社会に対する県民の理解の深化を図ってきました。

¹⁰ 情報リテラシー：情報(information)と識字(literacy)を組合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のこと。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。

図表 3-2 県内のブロードバンド世帯カバー率の推移



図表 3-3 県内の携帯電話世帯カバー率と不通話地区数の推移



2 電子県庁の推進

(1) 県民利便性・行政サービス向上

- ・ 情報受発信の効率化

電子申請やホームページを利用したアンケート等による県民からの意見、提案の受け入れや、バリアフリーに対応したホームページ、モバイル県庁によるパソコン・携帯電話等への情報発信等、各事業分野においてインターネットを利用した効率的な情報受発信に努めました。

- ・ 収納機会多角化の検討

様々な方法により県公金の収納が可能となるMPN(マルチペイメントネットワーク)¹¹導入のメリットとデメリットを検討しました。

- ・ 県立病院における医療費のクレジットカード支払いの導入
- ・ インターネットによる議会中継
- ・ 電子メールの活用による庁内通知等の迅速化・ペーパーレス化

(2) ICTを活用した業務改革

- ・ 情報の共有化

県庁内各課、各公所等においてファイルサーバを導入し、業務上使用する情報の共有化に努めました。

- ・ 庶務システムの導入

職員自らがパソコンから申請や届出等を入力する「庶務システム」の導入と、集中処理機関における事務処理の一元化により、庶務業務の簡素化・効率化を図りました。

¹¹ MPN:各種公共料金や税金、企業への代金などの支払いについて、利用者の利便性向上を図るために、収納企業や公共団体、官公庁と金融機関との間を結ぶネットワークのこと。MPNを利用することで、利用者はATMやパソコン、携帯電話などから、支払い、口座振替の新規契約、契約変更などを行える。

- ・ 工事、物品購入等に関する電子入札システムの導入
入札手続きの透明性及び公正性を高めるとともに、インターネットを活用した行政サービスの向上を図りました。

3 各分野での情報化推進

本県各行政分野のこれまでの情報化の取組みによる主要な成果は図表 3-4 のとおりです。

図表3-4 各行政分野での主要な成果

<p>人、教育、文化、地域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの募集など、インターネットを活用した、県民との双方向の情報受発信による事業参画や連携、相談等が可能な環境の整備 ・県立病院における医療費のクレジットカード支払いなどのMPN(マルチペイメントネットワーク)の検討・導入 ・学校間を結ぶ福島教育総合ネットワークの構築 ・インターネットを活用した学習サポートの推進 ・学習の参考となる教育情報コンテンツの公開 ・博物館のIT化推進 ・図書館情報ネットワークの推進 ・文書管理業務の効率化 ・庶務業務の集約化 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>産業、交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の経営安定化に資する技術情報などの収集と迅速な発信 ・ソフト系IT分野を対象にした、起業支援室での新規創業者の育成 ・ITを活用した技術相談指導の窓口開設及びメールマガジンによる技術情報の提供 ・半導体関連産業集積に必要な施策を県半導体関連産業協議会と実施 ・求職者・在職者の新たな技術知識習得を支援するテクノセミナーの開催 ・バナー広告を掲載し、企業誘致のPR及びWebへのアクセスを促進 ・農業に資する情報発信のためのうつくしま新世紀農業情報ネットを確立 ・消費者と農業者の絆を深め、県農業の持続的な発展を目指す運動を実施 ・県内の森林・林業に関する啓発普及の一環として森林GISを整備公開 ・企業誘致活動等におけるインターネットや各種電子資料等の活用 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>保健、医療、福祉、防災</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による災害情報の提供 ・通行規制、道路画像情報、雪量情報の公開 ・ハンディキャップを持つ人達が安心できる情報提供体制の整備 ・情報弱者の自立や社会参加を手助けする、情報バリアフリー化の推進 ・へき地診療所のための遠隔医療システムの運用経費の助成 ・インターネットを介した救急・休日当番医情報の提供 ・セキュリティメールや交通事故発生速報等の情報発信を迅速化 ・遺失者がホームページ上から、遺失物の情報を確認できる仕組みの構築 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所周辺環境放射能監視測定結果のリアルタイム公開 ・産業廃棄物処理に係る許可情報の管理と、排出事業者への提供 ・ばい煙発生施設の設置状況を関係機関でリアルタイムに更新し的確な事業者指導に活用 ・騒音測定データを基に10市町村の面的評価を行うとともに、PRTR法の届出データを公表 <p style="text-align: right;">など</p>

第2節 情報化に係る当面の課題

1 情報通信格差

ブロードバンドサービスの整備が進み、本県の世帯普及率も53.6%（平成23年9月末現在・総務省）と、全国的に見ればまだ低いものの、着実に普及が進んでおり、今後も普及拡大が見込まれています。また、インターネットにより提供されるサービスや情報コンテンツ（内容）そのものも、ブロードバンドサービスの普及に伴い音声や動画が増加するなど大容量化が進んでいます。

一方、携帯電話も通信速度の更なる高速化やワンセグ機能、非接触型ICチップの搭載など機能の高度化が図られ、単なる通話利用を上回る頻度でインターネットの利用や交通機関の乗車券、電子マネー端末などとしての利用が進むなど、今や携帯電話は日常生活に欠かせない通信機器となっています。また、スマートフォンと呼ばれる新しい形態のインターネット接続を主眼とした多機能携帯情報端末等の利用増加も急速に進んでおり、どこにいてもネットワークにつながるためのインフラとして、携帯電話が利用できることがこれまで以上に重要視されるようになっていきます。

しかしながら、こうしたサービスの高度化や提供地域の拡大が図られている一方で、中山間地域や過疎地域などの条件不利地域では、ブロードバンドサービスや携帯電話を利用できない地域が依然として存在しており、地域間における情報通信格差（デジタル・ディバイド）を是正していく必要があります。

2 地上デジタル放送

地上デジタル放送については、これまでアナログ放送は視聴できていたのにデジタル放送は視聴できなくなる「新たな難視」となる地区が、主に中山間地域を中心に1,641地区25,477世帯発生しています（平成23年11月末現在、図表3-5）。これらの地区・世帯では、引き続きテレビ放送を視聴できるよう、新たに中継局や共同受信施設を設置するなどの対応を急いでいるところです。アナログ放送終了までに対応が間に合わない地区・世帯では暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送と同じ内容の放送を視聴する¹²こととなりますが、この衛星放送も平成27年3月には終了するため、それまでにすべての世帯での地上デジタル放送への対応を完了する必要があります。

図表3-5 地上デジタル放送への移行に伴う新たな難視世帯数・世帯数（平成23年11月末現在）

2011/11/30現在		
県	難視地区数	難視世帯数
青森県	199	3,916
岩手県	1,232	15,505
宮城県	1,399	15,324
秋田県	320	4,425
山形県	159	1,761
福島県	1,641	25,477
計	4,950	66,408

（出典）総務省東北総合通信局調査資料

¹² 暫定的に衛星放送を利用して地上デジタル放送と同じ内容の放送を視聴する：地上テレビ放送のデジタル移行に際し、地形的要因等により難視聴となる世帯に対して、国が行う衛星放送を利用した難視聴対策を利用すること。チューナー・アンテナ等の設備設置を含め、無償で提供される、この放送で視聴できる番組は、原則として、東京地区の地上デジタル放送局（キー局）の番組で、地元局の番組は視聴できない。平成22年3月から開始され平成27年3月までの5年間で終了することとなっている。

3 電子県庁¹³

電子県庁を効率的に推進していくためには、組織として明確な目的のもとにICTを導入・活用し、その効果やリスクを測定・評価していくことが重要です。平成22年12月に実施した県庁内の電子自治体の推進体制の水準を表すICTガバナンス¹⁴レベルに関する調査の結果、現在の県庁全体として見たICTガバナンスレベルは4段階のうち概ね「2」の水準にある状況であり、情報システムの一元的な把握に基づく効率的な管理運用が十分でないことや、電子県庁の取組みが特定の職員の能力や努力に依存しているなどの課題があることがわかりました。

今後、県民視点に立った利便性の高い電子県庁を実現していくためには、組織全体として見た場合の無駄をなくすために、システム機能等の重複排除、システム統合などの全体最適化の取組みを進めるとともに、ICT利用に関する職員の認識を深め、職員全体のICTリテラシーの向上を図っていくことが必要です。

図表3-6 ITガバナンスレベルの4段階

段階	ITガバナンスの状態
レベル1 【未設置以降】	ITガバナンスの必要性が認識されず、ITガバナンスに向けた取組が全く実施されていません。
レベル2 【導入段階】	ITガバナンスの必要性を関係が認識し、IT利用の基本方針の策定や、CIOの設置など外務的な取組は整備されていますが、ITガバナンスは十分機能していません。
レベル3 【機能段階】	ITガバナンスの取組が有効に働いています。さらにその実効状況が把握されています。
レベル4 【定置段階】	ITガバナンスの取組の実効状況について評価し、かつ、評価結果を基に、ITガバナンスの取組自体の見直しが行われることで実効され、ITガバナンスがさらに高い次元に定置されています。

(出典) 地方公共団体におけるITガバナンスの強化ガイド(総務省)

¹³ 電子県庁：電子自治体の県版であり、県民の利便性を第一に考え、費用対効果や行政サービスとしての品質等を考慮しながら、ICTを行政のあらゆる分野に活用し、行政事務の簡素化・合理化などを推進することにより実現する、効率的・効果的な自治体としての県。

¹⁴ ICTガバナンス：組織の戦略目標を実現するために必要な情報システムを適切に計画・設計・調達・運用し、見直すこと。

4 新たな技術・サービスへの対応

ICT技術の急速な進展・普及等に伴い、民間企業や個人利用を中心としてモバイルコンピューティング¹⁵やソーシャルメディア¹⁶、GIS¹⁷、クラウドコンピューティング¹⁸などの新たな技術を活用した利便性の高いサービスの利用が進み、急速に私たちの日常生活の中に浸透しつつあります。これらの技術・サービスは、発展途上ながら、時代のニーズに応え、本県を含む多くの地方自治体が今後直面する少子・高齢化等に起因する各種の社会的課題に対する有効な対応策となりうる可能性を秘めているため、県や市町村など地方自治体においても、その内包するリスクを考慮したうえで、必要に応じて積極的に利活用していく姿勢が求められています。

一方、行政分野においては、平成22年7月に総務省が「自治体クラウド推進本部」を立ち上げ、電子行政の高度化・効率化を目指して自治体へのクラウドコンピューティング導入を急ぐ姿勢を見せており、また、内閣府では国民一人ひとりに番号（マイナンバー）を付け、

¹⁵ モバイルコンピューティング：小型化・高性能化の進んだノートパソコンや携帯情報端末により、移動中、あるいは外出先でコンピュータを利用すること。通話エリアが拡大し通信速度も高速化した携帯電話やPHSも含む幅広い概念で使われる。近年では、携帯情報端末の多くが電子メール機能やインターネットに接続する機能を内蔵し、音声通話以外に様々なデータ処理機能を有している。

¹⁶ ソーシャルメディア：ユーザーが情報を発信し、形成していくメディアのこと。個人が発信する情報が不特定多数のユーザーに対して露出され、閲覧したユーザーはレスポンスを返すことができる。mixiやfacebook等のSNS、インターネット上でお気に入り共有する「ソーシャルブックマーク」、オンライン百科事典、クチコミサイト、ビデオ投稿共有サイトなどがある。

¹⁷ GIS：【Geographic Information Systems】地理情報システム。文字や画像などの各種データを地図と結びつけてコンピュータ上に再現し、位置や場所からさまざまな情報を統合したり、分析したり、分かりやすく地図表現したりすることができる仕組み。

¹⁸ クラウドコンピューティング：従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式。一般にシステム構成を図示する際、ネットワークの向こう側の表現に雲（cloud：クラウド）のマークを使用することからこの呼称がある。

納税や年金情報などを一元管理する「社会保障・税に関わる番号制度¹⁹」を導入し、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で平成27年1月以降に利用を始めるとした大綱を定めています。また、経済産業省では、平成22年9月から文字情報基盤推進委員会を立ち上げ、関係府省と協力して、国、地方公共団体等の行政機関における手続きやサービスで利用可能な文字のフォントと文字情報基盤の構築（異なる環境下でも、文字化けを起こさず異体字の適切な処理を可能にする等）に向けた「文字環境」の実現を図るなど、行政分野における新たな情報通信基盤の整備とも言える取組みを始めています。今後県や市町村は、このような国・政府の動向を注視し、より効率的で住民ニーズに沿った質の高い行政サービス提供を実現するために適切な対応を検討していく必要があります。

5 災害時の情報収集・発信と広域避難している県民の絆づくり

東日本大震災では、福島県の全域にわたり通信インフラが甚大な被害を受け、災害情報の収集と被災地への情報発信に支障を来しました。

また、その後の原子力発電所事故により、住民は、これまで経験したことの無い、市町村の範囲を超えた広域避難を強いられ、その情報伝達・避難誘導は困難を極めました。

このような状況下、住民は、着の身着のまま県内外に散り散りに避難することを余儀なくされ、地域によっては、避難生活の長期化が懸念されています。

¹⁹ 社会保障・税に関わる番号制度：国民に複数の機関が共通して使う番号（マイナンバー）を交付し、所得や年金記録などを管理する制度。特に社会保障制度と税制を一体化することにより、より正確な所得情報を把握して適正な課税や給付につなげ、事務の効率化や国民負担の公平性の向上を図ることを主な目的とし、国民の各種手続きも簡略化できる。

しかし、こういった状況だからこそ、県民それぞれが、ふくしまらしさを問い、ふるさとへの思いを見つめ直し、ふるさとに対する誇りを大事にすることが必要となっています。年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、人間の幸福にとって、コミュニティ（地域）の存在は欠かすことはできません。本県に息づく温かい県民性と互いを支え合う地域社会の絆を再生するために、県内外への避難を余儀なくされている県民へ、等しく正確な情報を届ける仕組みを作る必要があります。